

土地の先買い制度のあらまし

土地の先買い制度とは、県や市町などが都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、「公有地の拡大の推進に関する法律」（公拡法）により、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。

なお、公拡法による土地の譲渡所得については、租税特別措置法により、1,500万円までの特別控除が受けられます。

快適な都市づくりのために

● 土地の先買い制度 ●

届出

次の土地を有償譲渡する場合には、当該土地の所在する市町の市長にあらかじめ届け出なければなりません。

（届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、罰則が適用されることがあります。）

都市計画区域内外の区分	対象となる土地	面積要件
区域内	・都市計画決定された道路等の都市施設の区域内にある土地 ・道路、都市公園、河川などとして計画決定された区域内にある土地等	200 m ²
	・市街化区域内にある土地	5,000 m ²
	・非線引都市計画区域内にある土地 〔注：市街化区域と市街化調整区域との区分を行っていない都市計画区域〕	10,000 m ²
区域外	・都市計画決定された道路等の都市施設の区域内にある土地	200 m ²

※詳しくは公拡法第4条を参照してください。

届出は土地を譲渡しようとする日の3週間前までにしてください。

※土地有償譲渡とは、売買・土地の交換・売渡担保の設定・代物弁済（これらの予約を含む）などをいいます。

申出

地方公共団体等に対して、次の土地の買取りを希望される場合には、申出することができます。

都市計画区域内	・200 m ² 以上の土地
都市計画区域外	・都市計画決定された道路等の都市施設の区域内にある200 m ² 以上の土地

● お問い合わせ先

たつの市都市政策部都市計画課 ☎0791-64-3131（代表）

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 番地 1

届出・申出様式は、たつの市都市計画課窓口に設置しているほか、ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。